2025年4月1日

# 吸収分割に係る事後開示書面
## （会社法第791条第1項第1号、会社法第801条第3項第2号及び会社法施行規則第189条に基づく開示書面）

京都市下京区西七条東久保町55番地
第一工業製薬株式会社内
ゲンブ株式会社
代表取締役　北田　明

京都市下京区西七条東久保町55番地
第一工業製薬株式会社
代表取締役　山路　直貴

ゲンブ株式会社（以下「分割会社」といいます。）及び第一工業製薬株式会社（以下「承継会社」といいます。）は、2025年1月27日付けで分割会社と承継会社との間で締結した吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といいます。）に基づき、2025年4月1日を効力発生日として、分割会社の「産業用、業務用脱臭剤および関連材料」事業（以下「本事業」といいます。）を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。よって、以下のとおり本吸収分割に係る事後開示をいたします。

記

**1.　本吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）**

2025年4月1日

**2.　分割会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過並びに会社法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第2号）**

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過
分割会社の株主は、完全親会社である承継会社のみであるため該当事項はありません。

(2) 会社法第785条の規定による手続の経過
分割会社の株主は、完全親会社である承継会社のみであるため該当事項はありません。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過

分割会社は新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 会社法 789 条の規定による手続の経過

分割会社においては、会社法第 789 条第 1 項第 2 号の規定により異議を述べることができる債権者がいないため、分割会社は、同法第 789 条の規定に基づく手続きを行っておりません。

**3. 承継会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過並びに会社法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号）**

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

本吸収分割は、承継会社において会社法第 796 条第 2 項に該当することから、株主による差止請求が認められていないため、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

本吸収分割は、承継会社において会社法第 796 条第 2 項に該当することから、反対株主による株式買取請求が認められていないため、該当事項はありません。

なお、承継会社は、会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、2025 年 2 月 26 日付けで株主に対して電子公告を行いましたが、所定の期間内に反対する旨を申し出た株主はありませんでした。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2025 年 2 月 27 日付けの官報及び電子公告において、債権者に対して本吸収分割に対する異議申述の公告を行いましたが、所定の期間内に債権者から異議の申し出はありませんでした。

**4. 本吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）**

承継会社は、本吸収分割の効力発生日である 2025 年 4 月 1 日をもって、分割会社から、本吸収分割契約の定めに従い、本事業に関する権利義務を承継いたしました。

**5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）**

本吸収分割に係る分割会社及び承継会社の変更登記は、いずれも 2025 年 4 月 1 日以降速やかに申請する予定です。

**6. 上記のほか、本吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）**

該当事項はございません。

以上